

答弁書第一四号

内閣参質一七九第一四号

平成二十三年十一月十五日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員三原じゅん子君提出母子健康手帳改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員三原じゅん子君提出母子健康手帳改正に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「便色調カード」については、母子健康手帳や今後の母子保健施策について検討する厚生労働省の「母子健康手帳に関する検討会」において、本年十一月四日に、「便カラーカードを母子健康手帳と一体的に利用できるようにすることが適当である」とする報告書が取りまとめられたことを踏まえて、今後、その普及の方法を検討することとしている。

二について

市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、妊娠の届出をした者に対して母子健康手帳を交付することにより、乳児の「便の色がうすい黄色、クリーム色、灰白色で、白目（しろめ）や皮膚が黄色く黄緑色である場合」は早期に医療機関を受診するよう注意を促すとともに、乳児の保護者に対して母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）に基づく保健指導等を行うことにより、胆道閉鎖症の早期発見及び早期治療に努めていると承知している。

また、厚生労働省としては、本年度中に厚生労働科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究

事業の研究班が作成することとしている胆道閉鎖症に係る相談に対応するためのマニュアル等を周知することにより、胆道閉鎖症の早期発見及び早期治療のための市町村及び医療機関の取組を支援してまいりたい。